

三芳町町有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

事業者公募要領

平成26年9月

三芳町

三芳町町有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業事業者公募要領

町有施設の屋上又は屋根その他必要な場所の使用を有償で許可し、太陽光発電設備を設置・運営する事業者を公募します。

1 事業目的

本町においては、「三芳町地球温暖化対策実行計画」に基づき、CO₂の削減に努力しているところですが、平成24年7月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)が施行され、「屋根貸し」による太陽光発電事業が可能となりました。再生可能エネルギーの導入は、①地球温暖化対策②地域エネルギー自給率向上③経済振興・地域活性化④停電時の電力確保対策として有効であり、また、民間の活力により町有財産の活用が可能であるため、町有施設を行政財産の目的外使用として発電事業者に使用を許可し、太陽光発電を導入する事業(以下「本事業」という。)の企画提案を募集するものです。

2 公募概要

本事業に参加しようとする者(以下「応募者」という。)は、町が指定する町有施設の中から構造上の安全性や採算性が確保できると見込まれる施設を選択し、町に企画提案書を提出してください。提出された企画提案書については、町が設置する審査委員会等で審査を行い、応募者のうちからそれぞれの対象施設について「事業予定者」を選定します。選定された「事業予定者」は、町と本事業の実施に当たっての基本的な権利義務等を定めた協定(以下「協定書」という。)を締結するとともに、施設の管理者等と行政財産の使用許可申請を行い、当該許可を受けて「事業者」として本事業を行うこととなります。

(1) 公募する対象施設

公募する対象施設は、「別紙1 対象施設一覧」のとおりとします。ただし、別紙1の番号1本庁舎については、屋上の使用ができないため、建物の他の場所又は建物周辺の使用についてご提案ください。その場合の行政財産の使用料については、町と別途協議するものとします。

なお、別表1に示す施設は、太陽光発電設備の設置の可否を構造的に保証するものではなく、その可否については、応募者が検討し決定してください。

(2) 事業提案

応募者は、公募する対象施設全て又は一部について、施設ごとに太陽光発電設備の概要、施工方法、維持管理等に関する提案を行うこととします。

① 太陽光発電設備等

ア 事業期間

本事業を行う期間は、20年以内（太陽光発電設備の設置・撤去期間を除く。）で協定書に定める期間とします。ただし、行政財産の使用許可の期間は1年間とし、事業期間中は、更新の手続（許可内容に応じて自動更新の場合あり。）を行うものとします。

イ 使用料

使用料は、応募する施設ごとに応募者が提案する金額とし、年額の最低単価は1000円/㎡とします。（本庁舎を除く。）単価及び算定式と条件等を明記してください。使用料は、年額とし、町が指定する日までに一括して支払うものとします。

※ 使用料の算定面積は、太陽光電池アレイやキュービクル等を含めた全ての太陽光発電設備（電柱、支線は除く。）の水平投影面積（真上から見たときの面積）とします。

※ 屋上や屋根（以下「屋上等」という。）以外の敷地や建物内等を使用する場合は、別途三芳町行政財産の使用料に関する条例（平成6年三芳町条例第16号）に定める使用料を納付することになります（本庁舎については、別途協議）。ただし、停電時の施設側への電力供給に必要な機器や環境学習のために必要な機器等町長が認めるものについては、この限りではありません。

ウ 太陽光発電設備の容量

施設に設置する太陽光発電の容量は、10kw以上とし、応募者の提案によるものとします。容量は、各施設ごとに算出してください。

② 太陽光発電設備設置工事及び事業期間中の留意事項等

ア 太陽光発電設備を設置する屋上等の耐荷重量の確認

応募者は、施設に設置しようとする太陽光パネル及び架台等の総重量に対して、建築物ごとの屋上等の負荷重に問題がないこと及び太陽光発電設備の設置後に風圧や地震等により当該設備の落下等が生じないことを説明する書類を提出してください。

なお、事業予定者として選定された場合は、一級建築士の資格を有する者から構造上の安全性を証する書類を提出しなければなりません。

イ 雨漏り防止の対策及び対応

本事業を行ううえで、雨漏りの原因となるような行為はしないでください。

太陽光発電設備を設置したことにより、建築物に雨漏りが発生した場合における対応方法と、雨漏

りの原因が太陽光発電設備に起因するのか、対象建築物の老朽化等に起因するのか不明な場合の対応方法について提案してください。

事業者は、太陽光発電施設設置による雨漏りが発生しないよう、当該施設設置時及び事業期間内に、必要な部分の防水工事を行ってください。万が一、太陽光発電設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において速やかに原状回復をしなければなりません。

ウ 安全性の確保

設置工事に際しては、足場等を設置し、囲い等で容易に児童生徒が入らないよう必要な措置をしてください。また、設置後に施設の既存設備等の管理が可能なようスペースを確保してください。

児童生徒等の活動が想定される屋上等については、設置時及び設置後の安全性や対策等について提案してください。

エ 維持管理の体制整備等

事業期間中は、太陽光発電設備の故障、異常等の緊急時に即座に対応できるよう維持管理体制を整備するものとし、その管理方法等について提案してください。

オ 停電時の電力供給方法等の提案

災害時等の停電時には、太陽光発電による電力を町が無償で容易に使用できるようにし、その方法等について提案してください。

カ 系統連系の留意点

施設内における連携系統を行うための架線は、施設における教育活動等に支障のない場所へ電柱を設置する等必要最小限の方法によるものとし、その架線の高さについては、安全上及び施設管理上支障のない高さとしてください。ただし、事前に施設管理者の許可を得た場合は、この限りではありません。

キ 太陽光発電設備設置工事及び設置後の留意点

事業者は、太陽光発電設備の設置及び運営にあたっては、町及び施設管理者と十分に協議するとともに、建築物及び既存設備等に損害を与えないよう十分に注意してください。万が一、破損及び損害が生じた場合は、事業者の責任において速やかに原状回復をしなければなりません。

ク 事業期間中に町が実施する工事への配慮

町が本事業期間中に太陽光発電設備が設置された屋根等に工事を実施する必要性が生じた場合の太陽光発電設備に関する対応方法（移設等）について提案してください。

ケ 周辺環境への配慮

本事業に起因する騒音、振動、太陽光の反射、落雷等について、周辺環境に影響を及ぼさないよう

十分に配慮してください。なお、周辺地域への説明や調整等は、事業者の責任において行ってください。

コ 費用負担

太陽光発電設備の設計、資材、工事、各種手続及び系統連系など本事業に係る費用及び本事業により賦課される公租公課は、事業者の負担とします。

③ 事業終了後及びその他特記事項

ア 事業終了時の太陽光発電設備の取扱い

太陽光発電設備は、本事業終了後町が指定する期間までに事業者の負担と責任において撤去し、屋根等を現状回復して返還しなければなりません。ただし、町長が太陽光発電設備の無償譲渡を求める等、町が原状回復義務を免除する場合は、この限りではありません。

イ 事業期間中の施設の廃止等

本事業を実施した施設について、事業期間の途中で町が当該施設を第三者に移譲し、若しくは売却し、又は撤去・解体をする必要が生じるなど町の事情により太陽光発電設備の設置が継続できなくなったときは、町は太陽光発電設備を移設する代替施設を確保する等必要な措置を講じます。この場合における太陽光発電設備の移設や撤去等に係る費用負担については、町と事業者が協議して決定します。

また、事業者は、やむを得ず本事業が継続できなくなったときは、速やかに町に通知するとともに、本事業の譲渡や廃止による施設の撤去等について、町と協議してください。事業者は、町の許可なく、使用权を第三者に転貸し、又は譲渡することはできないものとします。

ウ 損害賠償責任等

事業者が太陽光発電設備に起因して、屋上等を破損・滅失・雨漏り等をさせた場合、または太陽光発電設備の故障により送電網に影響を与えた場合等には、事業者がその損害を賠償する義務を負います。また、太陽光発電設備の設置・運営に関する瑕疵により、施設の利用者又は第三者に身体及び財産上の損害を与えたときは、その損害についても、同様としますので、事業者は、本事業に必要なとなる保険に加入してください。

なお、落雷等自然災害により施設が損害を受けた場合の太陽光発電設備の修繕については、事業者の負担とします。その他、太陽光発電設備が施設及び施設の利用者又は第三者に損害を与え、その状態が続くことにより相当な被害が予想される場合は、町は撤去等の応急措置をとることができることとし、その措置費用は、事業者が負担するものとします。

④ その他

ア 太陽光発電設備による売電等

事業者は、平成26年度内に経済産業大臣の太陽光発電設備認定の取得及び電気事業者との受給契約締結後、太陽光発電設備の設置をし本事業を開始するものとします。

イ 環境教育等への提案

施設の用途等を考慮し、太陽光発電に関する環境教育・学習・啓発に資するための提案をしてください。庁舎の場合は、町の取組の紹介や再生可能エネルギーに関する啓発等の提案をしてください。

ウ 法令遵守

再エネ特措法、電気事業法(昭和39年法律第170号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令を遵守してください。

エ 報告

事業者は、町長又は施設管理者の求めに応じて、太陽光発電設備の発電量実績や事業収支の状況等必要なデータ等を報告してください。

オ 取消し

事業者が公募要領、企画提案書及び協定書に定める義務を履行しない場合には、行政財産の使用許可を取り消すことがあります。この場合は、事業者は、自己の責任と負担により速やかに施設の原状を回復し、返還しなければなりません。

カ その他

本事業の実施に当たっては、施設の業務や教育活動等に支障のないよう配慮し、町及び施設管理者と十分な協議をし、真摯に対応してください。

3 参加資格

(1) 基本要件

応募者は、次の要件の全部を満たす企業(複数の企業等で構成する者(以下「共同事業体」という。)を含む。)とします。

- ① 本事業を行うための企画、資金調達、設計、建設及び管理運営等を行う主体が明らかになっていることとします。なお、応募者自らがこれらを行うことを基本とします。
- ② 本事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していることとします。
- ③ 日本国内に本社を有していることとします。

(2) 共同事業体による応募の要件

- ① 応募及び本事業に必要な諸手続等を一貫して担当する法人等をあらかじめ定めてください。また、共同事業体の構成員の役割分担を明確にしてください。
- ② 原則として設置する太陽光発電設備の所有及び管理の主体を一元化してください。
- (2) 欠格要件（応募者が共同事業体であるときは、その構成員のすべてに適用）
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する町の入札参加制限を受けている者
- ③ 次の申し立てが成されている者
- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申立て
- ④ 当該法人に係る国税及び地方税の滞納者
- ⑤ 次に該当する者
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者

4 スケジュール

	事 項	日程・場所等
①	公告日	平成26年9月19日（金）
②	応募者説明会	平成26年9月25日（木）10:00～ 301 会議室
③	現地確認会	平成26年9月30日（火）10:00～ 役場ホール

④	質問書の提出	平成26年10月3日(金) 15:00まで	
⑤	質問書への回答	平成26年10月8日(水) 17:00まで	
⑥	企画提案書等の提出	平成26年10月16日(木) 17:00まで	
⑦	提案内容の審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	平成26年10月20日(月) 時間別途通知	501 会議室
⑧	事業予定者の選定	平成26年10月24日(金) 17:00まで	
⑨	構造上の安全性を証する書類の提出	平成26年10月31日(金)	
⑩	協定書の締結	平成26年11月中旬頃	事業予定者との協議 により日程が変更と なる場合があります。
⑪	行政財産使用許可申請・許可	平成26年11月末頃	
⑫	太陽光発電設備の設置開始	平成26年12月以降	
⑬	太陽光発電開始	平成27年4月1日	

5 応募者説明会

- (1) 日 時：平成26年9月25日(木) 10時
- (2) 場 所：三芳町役場3階301会議室
- (3) 申込み：前日までに政策推進室まで電話又はメールにて申し込んでください。
- (4) 資料等
 - ① 公募要領、様式等は、町ホームページからダウンロードし持参してください。
 - ② 図面については、当日閲覧できます。

6 現地確認会

応募者は、「三芳町町有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業プロポーザル参加申込書(様式1)」を提出のうえ、現地確認会に必ず出席してください。

- (1) 日 時：平成26年9月30日(火) 10時～16時
- (2) 場 所：三芳町役場1階ホール集合
- (3) 申込み：前日までに「三芳町町有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業プロポーザル参加申込書(様式1)」を提出してください。
- (4) 提出方法：電子メール、ファクシミリ(表題に「屋根貸しプロポ参加申込」と明記)又は持参
- (5) 提出先：三芳町役場政策推進室(〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100-1)

電子メール：seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp

電 話：049-258-0019

F A X:049-274-1054

(6) その他

- ① 現地確認会参加は、町内移動が必要のため車で参加してください。車の台数は、1台まででお願いいたします。
- ② 現地確認会当日に「三芳町町有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業プロポーザル参加申込書(様式1)」に押印した原本を提出してください(既に原本を提出している場合は不要)。
- ③ 図面を閲覧したい方は、申し出てください。

7 質問書の提出

企画提案書の作成にあたり質問がある場合には、「質問書(様式2)」に質問内容を記入し、次のとおり提出してください。なお、電話や来訪による口頭での質疑や期限を過ぎた質問は受け付けません。

- (1) 提出書類：質問書(様式2)
- (2) 提出期限：平成26年10月3日(金)午後3時まで
- (3) 提出方法：電子メール又はファクシミリ(表題に「屋根貸し質問書」と明記。)※送信後に電話で着信したこと確認をしてください。
- (4) 提出先：前記6(5)に同じ
- (5) 回答日時：平成26年10月8日(水)午後5時までに全ての応募者に電子メールで回答書を送信します。※受信後にメールで着信したことを確認してください。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 三芳町町有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 企画提案書(様式4)
- ② 事業実施計画概要[全体](様式5)
- ③ 事業実施スケジュール(様式6)
- ④ 提案事項(様式7)
- ⑤ 事業費の内訳一覧(様式8)
- ⑥ 法人登記簿謄本(3か月以内のもの)
- ⑦ 最新決算年度の事業報告書
- ⑧ 国税及び地方税に未納がないことの証明書

⑨ 貸借対照表（直近1年度分）

⑩ 損益計算書（直近1年度分）

※ 共同事業体の場合は、⑥～⑩については、構成員すべてについて提出してください。

(2) 提出期限：平成26年10月16日（木）午後5時まで

(3) 提出方法：三芳町役場政策推進室窓口を持参してください。

(4) 提出部数：原本1部、写し5部（⑥～⑩の書類については、原本1部のみ）

(5) 留意事項

① 様式4から様式8（様式6～8については、項目を網羅していれば別様式可）までを使用し、その他必要な書類については、様式を自由としますが、原則A4判の用紙（必要に応じてA3判折り込みも可）とします。なお、写真やイラスト等が入る場合は、カラー印刷としてください。

② プレゼンテーション当日には、スライド（Power Point）を用意しますので、必要に応じて使用してください。その場合、投影する資料についても必ず事前(10/16)に提出してください。

9 審査

企画提案書等提出された書類に基づき町が書類審査を行い、本要領に定める事項を満たした応募者について、本町設置の審査会がプレゼンテーション、ヒアリング等により審査を行い、審査会の検討結果を参考に町が対象施設ごとに事業予定者を選定します。

(1) 審査のポイント

審査項目	審査内容
適格性	① 業務を確実に遂行できる能力があるか ② 財政的に健全で経営が安定しており、長期にわたって業務を継続できるか ③ 類似業務の実績はあるか
太陽光発電設備の仕様・工法等	① 太陽光発電設備の仕様、性能、施工方法等は、設置する施設の状況に対して合理的かつ適切であるか。 ② 事業スケジュールは適切か。 ③ 構造上の安全性の確認方法、維持管理方法、安全対策等は適切か。 ④ 太陽光発電設備の荷重に対する対策は適切か。
保証	① 防水施工に係る保証期間及び保証内容は十分か。 ② 契約を予定している損害保険等の内容は十分か。

使用料	① 使用料の額は、事業収支の見込み等を考慮して適正に算出されているか。
貢献度	① 環境教育・環境学習等への寄与はあるか。 ② 非常時の電力供給が効果的に活用できるか。 ③ 町の産業活性化等地域社会に貢献できる提案がなされているか。
その他	① その他評価できる提案があるか。

(2) 審査結果

審査結果は書面により通知します。また、町のホームページにも10月24日（金）午後5時までに掲載します。

10 事業予定者の手続

事業予定者は、太陽光発電設備の設置について、各施設の管理者、電気事業者及び経済産業省と協議を行い、必要な手続を行ってください。また、町と協定書を締結した後、町に対して行政財産の使用許可申請を行い、許可を得てください。

※ 事業予定者との協定書の締結が成立しない場合は、次点応募者を事業予定者として協定書締結の相手とする場合があります。

※ 事業予定者が、協定書締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止措置その他欠格要件に該当した場合、その者とは協定書の締結を行わないものとします。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本要領に示された参加資格その他の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

12 著作権及び提出書類等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ応募者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した応募者に全て帰するものとします。
- (2) 本事業に係る場合に限り、町は、応募者の承諾を得ずに提出された企画提案書等は無償で複製、使用できるものとします。なお、提出された書類等は返却しません。

13 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 現地確認会后、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式3）」を提出してください。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 企画提案書の応募は、1点とし、複数の提案書の提出を行うことはできません。また、提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は認めないものとします。ただし、必要に応じて提出された書類について、町から追加資料を求めることがあります。
- (4) 事業予定者として選定された場合であっても、提案したすべての施設を事業予定者として選定しない場合があります。（競合した場合、施設ごとに事業予定者を選定する場合があります。）その場合の事業実施の可又は不可については、町と協議してください。
- (5) 本プロポーザルにおいて、町の要求水準を満たす提案がなかった場合、事業予定者の選定は行いません。ただし、応募者が1者の場合であっても、要求水準を満たす提案であれば、当該提案者を事業予定者として選定することができるものとします。
- (6) 応募者が1者となった場合、審査手続の一部を省略し、又は必要に応じて書類の追加をすることがあります。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞は除く）」、通貨は「円」とします。
- (8) この要領に定めるもののほか、本事業の協定書の内容に関しては、日本国の関係法令、県及び町の条例、規則その他の規程の定めるところによります。

14 担当窓口

三芳町政策推進室政策推進係

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1

電話 049-258-0019

FAX 049-274-1054

E-mail seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp